

議案第 96 号

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 25 年 12 月 5 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町営住宅管理条例の一部を改正する条例

平成25年12月 日

条例第 号

多可町営住宅管理条例（平成17年多可町条例第180号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ク中「被害者の保護」を「被害者の保護等」に、「配偶者暴力防止法」を「配偶者暴力防止等法」に、「該当するもの」を「該当するもの（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

多可町営住宅管理条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 普通町営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下第15条において同じ。）があること。ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者（第7条第2項において「高齢者等」という。身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とする者で当該普通町営住宅への入居がその者の実情に照らし適切でないと認められるものを除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「<u>配偶者暴力防止法</u>」という。）第1条第2項に規定する被害者で（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">（ア）・（イ） (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 普通町営住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。以下第15条において同じ。）があること。ただし、高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次に掲げる者（第7条第2項において「高齢者等」という。身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とする者で当該普通町営住宅への入居がその者の実情に照らし適切でないと認められるものを除く。）にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「<u>配偶者暴力防止等法</u>」という。）第1条第2項に規定する被害者で（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの（<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>）</p> <p style="margin-left: 2em;">（ア）・（イ） (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>